

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則（職員厚生課）

◇公 告

生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）

保険薬剤師の登録（保険課）

農地保有合理化事業実施規程の承認（農政課）

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（会計課）

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（ 〃 ）

公布された規則のあらまし

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則

- 一 審査会の委員のうち、交通政策課長を生活衛生課長とすることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十一号

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部を改正する規則

鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則（昭和四十三年二月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「交通政策課長」を「生活衛生課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成六年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
森協齒科医院	境港市中野町一八九三―一	平成六年四月二十七日

鳥取県告示第四百二十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険業剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険業局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険業剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
下田 仁子	鳥葉第八七九号	平成六年四月十九日
大村 匡由	鳥葉第八八〇号	〃
小林 宏美	鳥葉第八八一号	平成六年四月二十二日
山根 浩義	鳥葉第八八二号	〃

鳥取県告示第四百二十四号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定に基づき財団法人鳥取県農業開発公社農地保有合理化事業実施規程を承認したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成六年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 承認を受けた者の名称及び所在地

財団法人鳥取県農業開発公社

鳥取市東町一丁目二七一

二 承認年月日

平成六年四月一日

三 承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

農地信託等事業

農業生産法人出資育成事業

研修等事業

四 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域

鳥取県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域）

鳥取県告示第四百二十五号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成六年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住所	名称
平成六年五月十三日	鳥取市栄町六五七	株式会社鳥取銀行鳥取駅前支店
平成六年五月十三日	鳥取市弥生町二二三	株式会社鳥取銀行鳥取本通支店

鳥取県告示第四百二十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成六年五月十三日から施行する。

平成六年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表中

本 店	鳥取市永楽温泉町
鳥取本通支店	鳥取市弥生町

を

本 店	鳥取市永楽温泉町
-----	----------

に、

鳥取支店	鳥取市川端三丁目
鳥取駅前支店	鳥取市栄町

を

鳥取支店	鳥取市川端三丁目
------	----------

に改める。